日・EU経済統合の実現を目指して

一日・EU EPAに関する第二次提言(概要)ー

2009年4月14日 (社)日本経済団体連合会

I. 基本的な認識

- (1) EUは、日本にとって米国、中国に次ぐ輸出先、米国に次ぐ投資先であり、基本的な価値観を共有する重要なパートナー
- (2) 日本にとってEUとの緊密な経済関係を支え、発展させるための法制的な基盤の整備は重要な課題 EUにとっても東アジアの中で価値観を共有する日本との経済関係は引き続き重要
- (3) 経団連では、予てEUとの経済関係強化を提言。EU・韓FTA交渉の開始を受け、日・EU EPAに関する共同研究の開始を2年前に提言

Ⅱ. 前回提言後の状況

- (1) EU・韓FTAにより、わが国企業が国際競争上不利な状況に置かれる懸念は早晩現実化。日本もEUとの間で具体的な作業に取りかかるべき
- (2) 保護主義の圧力が高まり、WTO DDAが難航する中、二国間・地域間で自由で安定的なビジネス環境を整備することはDDAの推進にも寄与
- (3) 各国・地域は制度・ルールの改善・調和による経済統合を通じて競争力・成長力の強化を志向
- (4) 日本としてもスイスとのEPAを「経済統合型EPA」の嚆矢として他国とのEPAにおいて更に発展させていくことが必要
- (5) 以上、EUとの経済関係の新たな枠組み構築の必要性はますます高まっており、制度・ルールの調和等まで踏み込んだ経済の統合を目指すべき
- (6) 東アジア、環太平洋においても、日、米を含む経済連携・統合が進展。EUとしても日本を一つの経路にアジアとの繋がりを深めておくことは有益

Ⅲ. 経済統合のための新たな枠組み

(1) 経済関係を包括的にカバーするものであること

(4) 第三国との経済関係強化にも寄与するものであること

(2) 高い水準の自由化を実現するものであること

(5) 日·EU双方の構造改革を促進するものであること

(3) 安定的な事業環境を実現するものであること

(6) 政治・文化面の関係強化にも寄与するものであること

Ⅳ. 経済統合の実現に向けた規制面の協力

ヒト、モノ、資本・サービス、情報・知識のより自由な移動を可能とすべく、現段階から日・EU共同で以下の検討を進めることが必要

- (1) ヒト(ビジネスパーソンの移動の円滑化)
 -

(3)資本・サービス(規制の現状維持・透明性の確保)

(2) モノ(関税以外の障壁の引下げ)

- (4) 情報・知識(特許の相互承認、模倣品等の取締り)
- ①技術的貿易障壁の引下げ(規格・基準の調和、相互承認、透明性の確保)
- (5) 政府調達(情報入手の容易化、透明性の確保)
- ②技術の普及(技術の標準化、技術進歩を踏まえた制度等の見直し)
- (6) 競争(具体的措置等に関する事前通報の義務化)

③セキュリティの確保(AEO制度の相互承認)

V. 経済統合の実現に向けた協力の推進体制

民間要望等を踏まえ首脳間で協力分野等に合意。閣僚主宰協議体で管理・推進。首脳間で具体的措置を決定 来るべき首脳協議で新たな枠組み構築に向けた作業の開始に合意 遅くとも2010年末を目途に枠組みに合意。次期日・EU行動計画の中核に位置づけ